

装置」としてより強固なものへと再編され、やがて彼が展開した「国体教育主義」を通して社会に全体化されるに至ったとしなくてはならない。そして、最後に次のことはつきりとおさえておく必要がある。「余は太古の史にかこちて附会の説をなすことを好むものにあらず。(中略)そもそも御国の万世一系は恐らくも学問様に論すへきにあらされとも、其の初に必一の原因あること疑なし」と、「御国の万世一系」が相対化されること自体を徹頭徹尾嫌悪していたように、井上自身が「御国の万世一系」を自覚的であるというよりはかは無自覚的に崇拜していたという歴史的事実を。

註

- ① 神島二郎「井上毅」(朝日ジャーナル編集部『日本の思想家1』朝日新聞社 一九六二年 一五四頁)。
- ② 『法令全書』第一卷 六三頁。
- ③ 井上毅文書、梧陰文書B―一八五八。
- ④ 『井上毅伝』史料編第一。
- ⑤ 『井上毅伝』史料編第六。
- ⑥ 『島地黙雷全集』第一卷 一五頁。
- ⑦ 『井上毅伝』史料編第五 三八三頁。
- ⑧ 『井上毅伝』史料編第五 四〇二頁。
- ⑨ 『井上毅伝』史料編第五 四六〇頁。
- ⑩ 『井上毅伝』史料編第三 六四六頁。

十六世紀末における統一権力と 仏教

岩 片 俊 洋

目 次

序論

第一章 信長の支配理念

第一節 信長の「天下」の使用法

第二節 信長と天皇

第三節 信長の朝廷政策

第二章 諸政策における信長対応

第一節 安土宗論

第二節 比叡山焼討ち

第三節 一向一揆

結論

近年、神田千里氏によつて織田政権の存在を評価する上で、現代の価値による「進歩」と「保守」ではなく、当時の織田政権の支配理念に照らし合わせた上での「進歩」と「保守」の解釈が必要である旨の論文が出された。

先行研究において織田政権の宗教政策は、神田氏が言うところの「進歩」の部類に入れられ解釈される場合がある。その解釈の理由

として用いられるのは、安土宗論であり、比叡山焼討ちであり、一向一揆との対峙であった。

戦国時代から近世幕藩体制への移行期は、仏教勢力にとっても変革期であったと思われる。江戸幕府が開かれるに到り様々な制度が作られ、仏教もまたその体制の中に組み込まれていったが、織田政権のこれらの政策がどのように近世仏教へ影響しているのか。また織田政権の支配理念との関わりは如何なるものなのか。織田政権における支配理念と諸政策との関わりのなかでの仏教勢力のありようについて言及していきたい。

信長の支配理念において自己正当性となるものは「天下」であった。その「天下」の用法においては幾つかの種類があり、様々な解釈が成り立つ。その解釈としては、①将軍の行動や中央政局の動向を示す場合、②地域として京都・近畿など「国」と棲み分けた領域を示す場合、③「天下静謐」を示す場合、④「世論」として使われる場合、があった。今回の論文で注目したのは「天下静謐」とその意味において使用されている「天下」の用法であった。「天下静謐」とは「天皇の為の天下静謐」であり、信長の自己正当性の後には天皇権威との関わりがあった。これにより信長は、義昭の持つ將軍の権限を「委任」ではなく「継承」という形で受け継いだ。しかし、戦国期において天皇の権威は低下しており、天皇権威の利用には天皇権威の再生が必要であった。信長は天皇権威再生の為に上洛後に朝廷保護策を行なった。具体的には禁裏修復や禁裏警固、当時

朝廷の貴重な財源であった天皇と関係の深い公家や門跡の所領回復や安堵であった。その為、信長の行なった公家・門跡に対する徳政令についても、実際は当事者間での徳政免除や所領の譲渡など、従来の複雑な支配体制は残ったままであった。また義昭から「継承」した寺社政策においても、近畿における寺社領や公家領に対し「守護使不入」などの権利を認めている事も保護策との関わりであると考えられる。

信長は、「天下静謐」の主宰者である天皇の権威を強化する為に、「天下静謐」主宰者として行なう勅令講和による「停戦権」の使用、「国家的祭祀権」である宗教的権威の強調を利用した。信長と天皇との関わりは先行研究において多くの解釈がなされているが、信長の保護策によって存続していた天皇は、先の権威において信長の意思には逆らえず、信長の要求により勅命講和や戦勝祈願がなされた。そのことから、信長と天皇の関係は功利的勤皇であると理解できる。

安土宗論の際には、先の天皇権威は使われていない。当初信長は不受不施制を認めていた。しかし安土宗論による日蓮宗の敗北は信長の意図によるものであり、宗論の目的は日蓮宗の統制にあった事は確かである。宗論後の処罰は人物により差があり、寺院に定住し権力者とのつながりがある人物を放免している事から、中尾氏は日蓮宗の画一的な統制の始まりであり、近世的展開の契機であるとした。しかし、実際は赦免されたグループの中にも「不受不施」と「不受不施」の両派が存在し近世へと続いていくのである。信長の目的

は日蓮宗の敗北と共にその教義の規制にあり、当初の不受不施制容認の方針を転換した、この部分において後の政権へと続く展開の契機であったと解釈できる。また天皇が天正三年に日蓮宗非宗の論旨を出していることから、自己正当性を天皇権威におく信長においても問題のない政策であった。

信長と比叡山の対峙においては戦勝祈願と勅令講和が行なわれた。当時の比叡山は乱れており、朝廷も戒める状況であったことから、「天皇の為の天下静謐」を自己正当性におく信長にとって、当然従属しなければならぬ比叡山が協力の依頼を断り、反対勢力である浅井・朝倉に協力している事は許されない事であり、比叡山を制圧する事は問題のない行動であった。また天皇は後の比叡山再建につき、秀吉の再建許可を得る前に再建の足がかりを作るなど、独自の行動をとっていた。その為、秀吉による再建においても信長と同じ理念である「天下静謐」によって行なわれた。

一向一揆での本願寺が信長と対峙する理由は、従来言われているような反対制の為ではなく、同盟している他の戦国大名との関わりにおいての対峙であったと考えられる。本願寺は信長との対峙において、それまで対峙していた朝倉氏との講和を行なった。また信長を「佛敵」とし、信長と対峙する事が「佛法再興」の為であるとしながら、それより先の永禄年間に起こった三河の一向一揆で講和後に家康が行なった一向宗を改宗・禁止させる行動に対しては、表だつた抵抗は見せないなど行動が矛盾しており、これらの事から顕如

の行動とは、極めて政治的なものであったと考えられる。その為、戦局が不利になり勅命講和という形を取られた顕如は信長との講和に到るが、その際、「佛法再興」の為には信長を信用できないとする教如との間で対立が生じた。この対立の原因は顕如の行動理念にあったと思われる。また信長においても、従来言われているようなものでない事は、信長の依頼による勅命講和において本願寺教団の存続を保証し、その姿勢が最後まで抵抗をしていた教如に対しても変わらない事から判断できる。

このことから、顕如の時代において為政者との協力関係は既に築かれており、信長との対峙も戦国大名との関わりにおいてであった。その為信長と講和して以降、統一政権とは新しい為政者として協力関係にあり、江戸幕府へと続いて行く。統一政権との協力関係は、一向一揆でみせたような武装勢力としてのものではなくなった。この信長との講和を契機とした変化は、本願寺の本質が変化したものではなく、この変化により本願寺が信長に「服従」したとする解釈はできない。

このように見てみると、諸政策において天皇権威との関わりが非常に重要なものであった事がわかる。功利的勤皇によって保護を受けた天皇は信長を正当化する行動を取っていたが、依然宗教勢力とのつながりは強く、影響力を持っていた。信長においても天皇権威は必要なもので、宗教勢力との関わりにおいて基本的には天皇の意に反する政策は行なわなかったと考えられる。織田政権により武力

による為政者への抵抗という手段は解消されたが、依然として天皇と宗教勢力との関わりが強く、天皇權威の基盤であった畿内における公家・寺社勢力にしても旧体制のままであった。織田政権における仏教との関わりの特徴とはこの部分にあるのではないだろうか。

また織田政権において、安土宗論における日蓮宗への教義規制が近世仏教への契機と成り得るものであった。

日本仏教思想具体化の前提

岸 本 伸 一

目 次

序 問題の所在

第一章 社会・権力・宗教の歴史的関係

第二章 日本的宗教風土の特質

第三章 日本における仏教受容の型

第四章 日本的宗教風土からの疎外

結 仏教による日本的宗教風土の克服

序

普遍宗教としての仏教思想が、日本において現実化（具体化）するためには、何よりもまず、それが置かれている歴史状況はどのようなものかをふまえておかねばならない。そこで、現代日本における原始宗教回帰現象、そして、それと明確に決別できないでいる仏教（研究、教団）の現状とはいったい何に起因するのか、という現代的関心から考察を始める。そこで、以上の状況は、本質的に普遍宗教を根付かせない日本の宗教風土と無関係ではないという見通しをたて、その結果、これは日本の宗教風土の中で熟成されてき